

# 近世史料にみる狐憑きの俗信

## はじめに

本館紀要三号で「近世史料にみる憑き物」「オーサキ狐」の諸相と題し、本県西部から群馬県、長野県の一部に分布する憑き物「オーサキ狐」を取上げ、近世史料のなかにどのような姿で現れているかを調べ、この憑き物の歴史的経過を追ってみた。

憑き物の俗信については、前稿で述べたので、ここではごく簡単に「オーサキ狐」について述べると、通常「オーサキ狐」の俗信では、本体としてイタチ位の小動物を相定している。その本体が、住み付いている家（「オーサキ持ち」とも呼ばれた）の人の意を体して他家の財産を運んで来たり、また恨んだり、妬んだりするとその相手に憑いて熱病の如くにさせる。憑いた理由を問い質すと、どこから来て、なぜ憑いたか病人が口走るのかわかると言われた。こうしたことから、「オーサキ狐」などが住んでいる家は、たとえ資産家でも物の貸借や通婚を敬遠されるといふ社会的弊害を生じた。

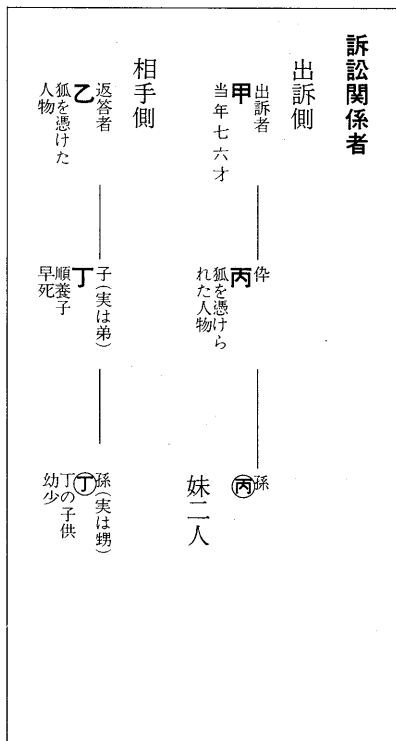
今回取上げた史料では、「オーサキ狐」とは言っておらず、単に「狐」

近世史料にみる狐憑きの俗信（小池）

## 小池 信一

となつてゐる。そこで、史料を通してこの憑き物の実相をさぐってみることとした。

なお、現在、こうした俗信は姿を消しており、社会的弊害を生起したことも耳にしないが、仮りにもそうしたことがあつてはならぬという立場から史料のなかの地名、人名の一部を記号で示したことをお断りする。



史料

(表紙)

「狐一件訴返書面」

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大熊善太郎御代官所

武州比企郡A村

訴訟人百姓 甲

難決出入

松平大和守様御領分

同州同郡同村

組頭 ①同居

相手同人祖母 乙

右訴訟人甲奉申上候 私伴丙義當七月中不斗病氣付醫療手を尽候得共更驗不相見異病之由候間 所々出家修驗等相頼祈禱仕候処狐相付居候趣ニ付 親類組合之者共打寄狐出処問尋候処相手乙を被相頼取付候趣申上候間 猶的證實糺候処 右は當拾壹ヶ年已前天保七申年中私所持之山地壹ヶ処右乙実弟丁存生中同人江質地ニ差入金式兩三分式朱借受其後年季明ニ至り地処は流地ニ相渡候処 右山縁私所持之下畑拾五歩有之當時荒地相成居候処前書丁方ニ而度々手入致候間 其時々差留置候中同人儀八ヶ年已前亥年死去致當①相続人名前

ニ相成候得共幼年ニ付其脚を乙家事向取賄罷在 右山縁畑之儀私を質流地ニ相渡候山地之内ニ孕候地処之趣ニ而其後も矢張手入致し候得共 慰然山畑境筋相立居候儀ニ付向後手入不致様掛合有之 前書地処之儀ニ付異恨相含丙一命有之内は退散致間敷旨堅被申付来候趣申之 驚入右地所之儀懸合中之処右躰異病人を口走候上は弥々難捨置相手乙方江右始末掛合候処 聊覚無之旨申紛候得共既ニ當人右之通申候上は全同人之所業ニ相違有之間敷 丙儀は追々相衰此節ニ至候而は一命且暮ニ廻り何共歎ヶ敷 私儀當七拾六歳ニ相成丙之外跡相続人無御座百姓相続方ニ拘り甚以心外至極ニ奉存候間無是非今般御訴訟奉申上候 何卒以 御慈悲相手乙被 召出右之始末御吟味被成下置度奉願上候以上

大熊善太郎御代官所

武州比企郡A村

弘化三年十月 訴訟人 百姓 甲

御奉行所様

御裏

如斯目安差上候間 致返答書来ル廿五日評定所江罷出可對決 若於不參は可為曲事も也

午十一月六日 大和

佐渡

御用方

河内

無加印

土佐

内匠

左衛門

紀伊

淡路

出雲

十一月拾九日村方出立川越泊り 同廿日江戸着 同廿二日御領主様御上屋鋪江相届同日御奉行所江着御届

乍恐以返答書奉申上候

武州比企郡A村組頭①祖母乙奉申上候 今般大熊善太郎様御代官

所村内百姓甲ら私江相掛り難渋出入申立當 御奉行所様江奉出訴當

月廿五日御差日御尊判頂載被相附拜見恐入始末左ニ御答奉申上候

一、訴訟人甲ら申立候は 同人忝丙當七月中不斗病氣付醫療手を尽

候得共更ニ驗不相見異病之由ニ候間 所々出家修驗相頼祈禱仕候処

狐相付居候趣ニ付 親類組合のもの打寄狐出所尋候処相手之私ら被

相頼取付候趣申ニ付猶的證實糺候処右は當拾<sup>(老脱力)</sup>ヶ年以前天保七申年中甲

取持之山壹ヶ処私弟丁存生中質地ニ差入金貳両三分貳朱借受其後年

季明ニ相成流地ニ致候処右山縁ニ下畑拾五歩有之當時荒地ニ相成候

分丁手入致候間差留中同人儀八ヶ年已前亥年中病死致し當①相続人

名前ニ候得共幼年ニ付私家事向取賄罷在右山縁畑之儀矢張私方ニ而

手入致候間差留候処異恨相含丙一命有之内は退散致間敷旨堅被申付

候趣病人申上候杯其外不容易儀品々申偽り奉出訴候得共

近世史料にみる狐憑きの俗信(小池)

比段相違之儀御座候 私儀田畑高三拾石余取持仕実弟丁ヲ順養子

ニ致し家内九人暮ニ而農業出情無不自由當罷在候処 訴訟人甲方

之儀は忝丙身上取賄罷在候由之処 素ら小高之上農業不情ニ而弥

増身之上不如意ニ相成 丙并同人忝丙儀も所々江作日雇等ニ罷出

當日相凌候処 當拾壹ヶ年已前天保七申年中貢上納差支候間山

壹ヶ所質地ニ取吳候様丙申ニ付同人実父甲江茂申談之上地処承り

候処 村内字行かへりニ而山境北之方はぶに山沼際迄 南は往来

山道 西は弥兵衛畑山境 東は弥左衛門持山限り四方地境ニ牛こ

ろし之木植有之旨申ニ付 右場所見届ヶ候上甲親類百姓六藏證人

村役人與印之質地證文取之質代金貳両三分貳朱相渡候処 其後流

地ニ相成私方ニ而所持致し年々山貢上納諸役相助下草薪取来丁

病死之後茂引續下草取入木品生立テ罷在候処 當四ヶ年已前卯年

十月中与覺 右山之内沼縁之方江生立テ置候檉被伐取候間 不審

ニ存様子被聞候処訴訟人甲方江持運ひ候旨承候間罷越承候処 前

書流地ニ相成候山統沼之方は下畑拾五歩之所ニ而質流地ニ相渡候

儀ニ無之旨申ニ付 右場所も先年質地ニ請取候期り北は沼縁境南

は往来山道西は弥兵衛畑山東は弥左衛門持山境之趣申ニ付 任其

意地所見届ヶ候上質地ニ取置候を今更ニ相成沼縁之方ニ下畑拾五

歩有之杯申聞候段何共不実之旨申候得共 丁死後は同人後家并老

女之私其外子供斗之者と見掠メ何様事相咄候而も取敢不申候間

其段甲組合江相届候処同人忝丙私方江罷越全親甲之心得違ニ而伐

木致候間勘弁致し吳候様相詫候得共 平生不心底之甲故相對ニ而



相成候間 私方は村役人を以領主役場江濟口差上甲方も御代官御役所江濟口差上候儀と存居候処 其外出訴等之趣私方江は不申及組合村役人江も一應之掛合も無之今般御尊判頂載被仰付候間 驚入訴状面之趣村役人共ニ承候得は 山一条ニ付丙儀私狐被付存命難斗杯不容易事共申立候由ニ候得共 山一条は前段之通り當二ヶ年(四か)已前伐木一条は勇七立入相濟 拾五歩之廉は菩提寺S寺立入事濟ニ相成私方ニ毛頭申分無之 其上愚昧素人之私ニ狐自由ニ可相成道理無之 一鉢訴訟人甲親子孫并家續之者共心底不宣ものニ有之私義田畑高可成ニ所持致し當日無差支當節女世帯ニ而相暮罷在候間 女儀と侮り甲と訓合私持地之木品伐採いたし 猶其上無鉢之難題申懸ヶ當九月中拾五歩之地所掠取夫ニ而も無飽事多分之金子可揺取所存を以今般之出入致掛候儀無相違誠ニ心外ニ奉存 且甲一族不実之儀は甲は私取持之田方小作ニ入置候所年々作徳年貢滞同人孫丙儀は私方作日雇ニ罷越候間 日雇代前借致度旨去ル卯年兩度罷越相歎候間 金子ニ而貸遣候而は返済無覺束と存木綿袷つ蚊帳壹張貸遣し候処 其後農業繁多之時節頼遣候而も一日も不罷越品もの催促致候而も返済不仕候間 無抛右品質入場所承り候処 木綿袷は村内醫師松栄方江金式朱四百文ニ質入致蚊帳は村内忠右衛門方江金式朱百文ニ質入候旨申ニ付式品共元利私方差出請戻 其外兩度時貸ヲ致し候得共是以不相返 此度は家内一同家族之ものと申合右休相濟口山一条ニ事寄セ丙は瘡毒ニ而身體所々江腫出し相腦罷在候を私より狐被付候故一命危候杯不容易難題申

近世史料にみる狐憑きの俗信(小池)

掛候儀相違無御座候間 何卒以 御慈悲前書有体御答奉申上候始末被為聞召訊病人丙被召出容鉢乍恐御見糺被成下 訴訟人甲申立之通異病ニ候哉私方奉答上候通り瘡毒其外全身體ヲ発候病氣ニ候哉双方真偽御極之上不実之始末御吟味之上 重而右鉢無鉢之難題不申掛無難ニ百姓相統相成候様被仰付被成下置度奉願上以上

松平大和守領分

武州比企郡A村

組頭①祖母

返答人 乙

組頭

差添人 佐五右衛門

御奉行所様

(裏表紙)

右一件ニ付返答方差添候ニ付写置申候 尤濟口證文は別ニ写置候

最初は佐五右衛門後は私差添申候以上

未正月

権太郎

次にこの史料の内容をみてみよう。

訴訟人甲の訴訟文要旨

1、私の倅丙は今年(弘化三年 一八四六) 七月中ふと病気に罹り、医療手を尽したが治らず、異病ではないかということになった。

2、あちこちの出家、修験等を頼み祈禱してもらったところ、丙に

狐が憑いているといわれた。

3、そこで親類組合の者が集まって狐の出所を問い尋ねたところ、村内百姓①の祖母乙に頼まれて憑いたと病人丙が言った。そこで、更にその訳を問い質したところ、理由は十一年以前の天保七年(一八三六)に私所持の山地を乙方へ質入れし、金二両三分二朱を借りた。山地は年季明けに質流地とし、乙方に渡したが、その山地に接していた下畑一五歩までも一緒に取られてしまった。そこで、その下畑は立入らないように掛け合ったところ、それを遺恨に思い、悴丙の命あるうちは退散しないと病人が口走った。

4、これではこのままにしておく訳にはいかず、乙に掛合ったが相手にしてくれない。しかし、これは乙の仕業に違いなく、病人も弱って来た。私も今年七六歳の老齢であり、丙のほか相続人もないので困っている。そこでやむなく訴え出たもので、どうか相手を召出し裁判をお願いしたい。

相手乙の返答書の要旨

甲がいろいろと偽って訴え出たが、以下の点で間違っているのを申し上げる。

1、私は田畑高三〇石余所持し、実弟丁を順養子として家内九人農業に精出して何不自由なく暮らしていた。  
2、甲方は悴丙が戸主となっているが農業に精を出さず、その子②あちこちの作日雇に出て何とか生活している。

3、天保七年に丙は年貢上納に詰って山地一か所を質入れしたいと言ってきたので、実父甲に確め、現地を見届け、親類の六蔵を證人とし村役人奥印の質地證文を取って前記の金を貸した。この山地は年季明けに質流地となり私の所持山となった。そこで諸役を負担し、丁病死後跡取りが幼少なので私が家を切り盛りすることにしたので、この山地も私が引続き手入れして来た。

4、ところが、四年前(天保十四年 一八四三)に右山地の縁に生えていた樫が一本伐取られた。不審に思って調べたところ訴訟人甲が伐ったことが分った。そこで掛合ったところ、甲は、先の山地の沼続きに下畑一五歩あり、それは質入れしていないと言いつた。誠に無茶な言い分であるが、私たち女子どもの家と馬鹿にしてどのようにしても相手にしてくれない。

5、そこで、甲の組合に話したところ悴丙が組頭徳兵衛悴勇七を同道のうえ詫びて来たので、伐木のことは許した。

6、ところが、今年六月私が草津へ入湯にいき、七月十二日帰宅したところ、甲悴丙が疱瘡にかかり、そのうえ瘡を煩い、さらに落馬して打身をしたなどと聞いた。

7、九月七日に突然甲の孫③が私を呼びに来たので行ってみると、甲が、丙は少しばかりの山地(下畑)のことで女に狐を憑けられた。しかし、そのことが解決すれば出ていくといっているのです。そのようにして欲しいと言われた。

8、俗女の私に狐を自由にできるはずもないし、山の伐木の件は既

に解決済みであるのに聞入れず、安五郎が祈禱した時病人が私の仕業と口走ったなどと言いがかりをつけて来た。そこで、素人に狐が憑けられるのなら私へも憑けたらよいと言って帰宅した。

9、ところが、九月九日㊦が私宅へ来て、山地一件のことが解決されない以上は、病人をつれて来ると言って帰り、十日に病人を背負って、付添人の妹二人と共にやって来た。やむなく薬や食事の世話をしたが、稲の刈上げ、麦の手入れと農業繁多の折、困惑してしまった。そこで、甲の組合と村役人に断わり、私組合村役人にも届け、九月十二日訴え出ようと村を出発したところ、甲の組合の組頭二人が追いかけて来て、代官所の役人が松山町にいて、これは村内S寺に取扱いを頼むように言われたといつて、訴訟は止めて帰るよう言われるので、私もそれに従った。

10、さっそく私親類組合の者同道でS寺に参り、甲も親類組合の者と一緒で、さらに両者の名主組頭も集まった。その中でS寺が山地一件について尋ねられたので、前述のと通りの説明をした。

11、これに対し、私の親類組合村役人の全員が、下畑一五歩は質流地にしたものではないと言っており、それを承知すれば病人も全快し解決する。だからわずか一五歩のことだから甲に返してやった方がよいと言い、裁判になれば費用もかかり、まして女の身で大変だから我慢するよう言われた。また、御代官所の検見役人から川越藩役所へも掛合いがあり、当領取締名主松山町七兵衛が話が あったといつてやって来ていろいろ諭された。

12、このように菩提寺をはじめ周囲の者から言われたので、仕方なくS寺に取りはからいを一任したところ、S寺が甲に対し、下畑一五歩を返してもらえば他に何も要求しないことを確め、さらに一同揃って病人のいる私宅に来てもらい、病人丙、子㊦娘二人にも確めてもらったところ、異存はないことであつた。

13、そこで、S寺はじめ一同立合いのうえ済口証文をつくり、両者に読み聞かせ、私は川越藩役所へ、甲は御代官所へお届けした。

14、ところが、今回突然に出頭の命があり大変驚いた。山木伐木の件、下畑一五歩の件、いずれも解決済みである。また私が狐を自由扱える道理もない。

15、そもそも甲親子孫ならびに親類の者は、私たちの生活をねたみ、女世帯と悔どつて、伐木や地所返還の件でも飽き足らずこのうえお金を強請取ろうといふことで出訴したようだ。

16、甲一族は不誠実で、甲は私の田を小作しているが、年々の小作料が滞納となり、また、㊦は私の所の作日雇として来ており、数年前日雇賃の前借を言つて来たので、お金では返却がおぼつかないと思ひ、木綿袴一枚と蚊帳一張を渡したところ、両方共質に入られて返さないので、私が元利共納めて請戻した。

17、以上申し上げたとおりであり、ぜひ丙を召出され、甲の申し立てが正しいか、私の申し立てが正しいか裁判をお願いしたい。

狐憑き一件の略年表

天保七	一八三六	甲が乙に山地を質入れして借金した。その後質流地となり乙の持山となった。
天保一〇	一八三九	乙の順養子丁(弟)が病死、乙が家を経営。
天保一四	一八四三	山地の樫を甲が伐木。山地に接する下畑の存在が持ち出され、以後争論の種となる。
弘化三	一八四六	六月 乙は草津へ入湯に出かける。 七月 丙が発病、狐が憑き、憑けたのは乙となつた。
弘化四	一八四七	九月七日 甲は乙に下畑を返還すれば狐は放れる由を伝えるも乙は納得せず。 九月十日 丙が丙をつれて乙宅に入り込む。 九月十二日 乙は川越藩役所へ出訴しようとしたが、止められ断念する。 九月 早速S寺が仲介となり、組合村役人立合いのうえ下畑返還、内済となる。 十月 だが甲は乙が伴丙に狐を憑かせ、苦しめていと訴え出た。 十一月十九日 評定所出頭のため乙は村を出発、川越に泊る。 十一月二十日 江戸着、二十二日領主松平大和守様上屋敷・奉行所へ届ける。 正月 経過を示すこの写しを作成。

この狐憑きの訴訟事件も、憑き物の俗信が悪用された事例の一つと言える。

本県の憑き物「オーサキ狐」の俗信は、江戸時代中期の延享二年(一七四五)には既に存在していたこと、さらに寛延四年(一七五二)、天保六年(一八三五)、慶応三年(一八六七)と史料の存在が確認され、連綿とこの俗信が生き続けていたことを前稿でみた。

ところで、本稿で取上げた史料は「オーサキ狐」と呼んでいないが、事件の内容をつぶさに検討してみると、共通点がある。それは、狐が特定の人物の意を体して、相手方を悩まし、病気に陥し入れられていると考えている点である。しかも、それを病人の口から言ったことになっている。しかし、ここでは、狐が住みついた「持ちの家」の概念は余り明確でなく、個人的に狐を駆使していると考えていることである。この点が「オーサキ狐」の俗信と少し異なっている。しかし、憑けたとされる乙の家は、村内でも持高三〇石余という富農であり、何不自由ない生活を営み、時には草津温泉まで入湯に出かけるという贅沢な身分であった。このような経営状態に至るまでには、質流地を中心とした土地の集積が行われたことも想像される。したがって村内の人間関係が全て円滑であったかどうかは一概に言えない面もある。

この事件でも出訴者甲は乙の小作人で、とかく小作料も滞納しがちであったとか、孫丙は作日雇で雇われていたなどのことがあり、さらに質入れた山地は質流地として乙の所有に帰してしまった。



しかもその山地に接しているが、質入れしていなかった下畑まで一緒に取上げられてしまったと考えている。

こうした背景のもとに憑き物が利用された。まず第一段階では、出訴者甲の忤丙が病気になったのは、山地に接する下畑を返してくれるように掛合ったことを遺恨に思つて憑いたので、ぜひ下畑を返してくれて狐もつれて帰つてくれるようにと相手乙に申し入れた。これについては、「素人ニ狐自由ニ相成候ものニ候ハ、私江も狐相付可申旨及挨拶 其俣婦宅致候」と老女ながら一家を切り盛りする気丈な女性の一面を見せて要求を蹴っている。

しかし、最終的には、この下畑一五歩については、仲介者S寺をはじめ領主、村役人の圧力に屈し、やむなく返還し濟口証文が作成され、一件落着した。しかし、ここで重要なことは、この乙が狐をつかうことが暗に認められてしまったことである。

そこで、第二段階としては、実際には前述のとおり解決したにも拘らずその後も病気が快復しない丙の状態を無理矢理に畑地にことよせ乙の仕業として訴えたものである。すなわち、「丙一命有之内は退散致間敷旨堅被申付来候」ということで、狐が乙の意を体して憑いたとされている。「オーサキ狐」とは呼ばれないが、憑き物が悪用された姿をここにみる事ができよう。

### おわりに

県内の憑き物は「オーサキ狐」に代表されるが、単に「狐憑き」

近世史料にみる狐憑きの俗信(小池)

と呼ばれるものも分布していた。今後は、史料をとおしてこの分野についても調査を進めてみたいと考えている。さらに、憑き物については、常に修験者との係わりがみられるのでこの関係についても調べてみたい。しかし、一方において民俗学的立場から、憑き物の成り立ちそのものについての勉強も続けていきたいと思う。多くの方々の御教授を切に願う者である。